

日本労働年鑑 第50集 1980年版
The Labour Year Book of Japan 1980

第二部 労働運動

XII 人権擁護運動

概要

一、冤罪で苦しむ人たちの救済を要求する再審裁判の運動は、確実に前進している。米谷事件の再審無罪の判決と、財田川事件の再審開始の動きがそれを示している。とくに財田川事件は、死刑が確定したまま在獄してきた人の再審請求に曙光がみえた点で、新しい特徴を示している。再審法改正によって、誤判の救済を容易にしようとする立法運動にたいしてもよい影響を与えるものと予測される。

一、沖電気の大量の整理解雇は、けっして不況業種とはいえない通信機メーカーの大企業でおこなわれたこと、三井三池以来、実際上おこなわれることのなかった指名解雇の強行という手法がとられたこと、労働組合が雇用確保の分野で有効な戦術がとられなかったこと、などの諸点で注目されたのであるが、とりわけ、指名解雇が思想・信条を理由とする職場活動家の排除をねらったとみられる点で、職場の自由と民主主義の確立を要求する運動にとっても重要な意味をもっている。指名解雇された人たちは、周囲に支援を求めながら困難な裁判闘争のみちを選んだ。

一、職場の自由と民主主義を守る全国交流集会は、第三回目を迎えた。この運動はようやく力をつけはじめている。沖電気の解雇反対闘争がこの運動と結びついていることはいうまでもない。

一、弁護士ぬき裁判法案に反対する運動は、一九七九年六月の法案廃案によって、ようやく成功のうちに終わった。一九七八年夏から有事立法策定の動きが伝えられる状況のなかで、弁護士ぬき法案反対の運動は有事立法反対の運動と結びつき、その一環となって発展した。とくに一九七八年秋から一九七九年春にかけて、全国各地で反対運動がくりひろげられた。日弁連の柔軟な対応とあいまって、法案はついに廃案となった。この間、各地の弁護士会や弁護士が、ひろく国民にむかって法案反対を訴えた力は大きかった。

一、国民救援会は創立五〇周年を迎えた。人権擁護運動をおこなう団体として、五〇年の歴史をもつ団体は貴重である。組織としても全国で会員一万四五〇〇名に達した。

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始

